第三者による請求

9　国際連合は、この了解の下での業務その他の活動の遂行中に、政府が提供する要員又は装備品によって、第三者の財産が亡失し、若しくは損傷し、又は第三者が死亡し、若しくは第三者の身体に傷害が生じた場合には、これらの第三者によるいかなる請求についても、それを処理する責任を負う。ただし、その亡失、損傷、死亡又は傷害が、政府が提供した要員の重大な過失又は悪意によって生じたものである場合には、政府は、当該請求に対して責任を負う。

回復

10　政府が提供する要員又は装備品によって生じた国際連合の所有する装備品及び財産の亡失又は損傷について、その亡失又は損傷が、(a)この了解の下での業務その他の活動の遂行の範囲外で生じた場合又は(b)政府が提供する要員の重大な過失若しくは悪意により生じた場合には、政府は、国際連合に対し賠償する。

補足取極

11　両当事者は、書面によりこの了解の補足取極を締結することができる。

紛争の解決

12.1　両当事者は、いずれかの当事者の要請に基づき、次に定める手続に従い、この了解から生じ、又はこの了解に関連して生ずる紛争を解決するため、直ちに協議する。

(a)　この了解の実施から生じ、又はこの了解の実施に関連して生ずる紛争に関する手続は、二段階の紛争解決から成る。

(i)　両当事者が別段の決定を行わない限り、指名された政府職員及びＵＮＭＩＳＳの任務支援主任又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、この了解の実施から生じ、又はこの了解の実施に関連して生ずる紛争を解決するよう試みる。

(ii)　(i)に定める協議によって紛争が解決されない場合には、指名された政府職員及び国際連合フィールド支援担当事務次長又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、紛争を解決するよう試みる。

(b)　紛争がこの了解の解釈から生じ、又はこの了解の解釈に関連して生ずる場合には、指名された政府職員及び国際連合フィールド支援担当事務次長又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、紛争を解決するよう試みる。

12.2　12.1に定めるところに従って解決されなかった紛争は、相互に合意される調停人又は国際司法裁判所長が指名する仲介人に付託することができる。そのような調停又は仲介により解決することができなかった紛争は、いずれかの当事者の要請に基づき、仲裁に付託することができる。各当事者は、それぞれ一人の仲裁人を指名し、そのように指名された二人の仲裁人は、議長となる第三の仲裁人を指名する。仲裁の要請があった日から三十日以内にいずれかの当事者が仲裁人を指名しない場合又は二人の仲裁人が指名されてから三十日以内に第三の仲裁人が指名されない場合には、いずれの当事者も、国際司法裁判所長に対し、仲裁人を指名するよう要請することができる。仲裁の手続は、仲裁人によって定められるものとし、各当事者は、各自の経費を負担する。仲裁判断は、その基礎となった理由を付すものとし、それぞれの法律及び規則に従い、両当事者を拘束し、かつ、両当事者によって実施される。仲裁人は、利息又は懲罰的損害を与える権限を有しない。

支払期間

13　国際連合は、要員又は装備品が任務地域に到着する日から、合意された撤収計画に従って要員及び装備品が任務地域を出発する日又は遅延が国際連合に帰せられる場合には実際に出発する日までの期間における、要員、主要装備品並びに自隊維持のための装備品及び役務に関して、政府に支払を行う財政上の義務を有する。当該財政上の義務は、国際連合の関連の財政規則に従い、効力を維持する。

終了

14　両当事者は、この了解の終了の時期及び方法に関し、相互に協議する。

15　この了解の署名の後に、予算を含む日本国の法律及び規則の変更により、政府がこの了解を実施することができなくなった場合には、政府は、国際連合に直ちにその旨を通告するものとし、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの当事者も、この了解を終了させることができる。

修正

16　いずれの当事者も、国際連合による支払の対象となる提供の水準又は自隊管理の水準に関し、これらの水準がＵＮＭＩＳＳ及び政府の運用上の要請と両立することを確保するため、見直しを開始することができる。

17　この了解は、両当事者間の書簡の交換によってのみ修正することができる。

規定の見出し

18　この書簡の規定の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この書簡の解釈に影響を及ぼすものではない。

国際連合は、更に、前記の了解が政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡が、国際連合と政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年六月九日にニューヨークで

国際連合

フィールド支援担当事務次長　アトゥール・カレ

国際連合日本政府代表部

特命全権大使　別所浩郎閣下

附属書Ａ　政府が提供する要員及び関連する支払

ＵＮＭＩＳＳ日本施設部隊

1　政府が提供する要員

政府は、次の要員を提供することに合意する。

二千十二年一月十二日以降

部隊／下位部隊	承認された人数	能力
施設部隊	二六八	
合計	二六八	

注　政府は、自国の負担において、百三十八名までの追加要員を自隊管理要員として派遣することができる。国際連合は、自隊管理要員について、部隊経費若しくは警察経費、交代に係る経費又は自隊維持に係る経費の支払その他の財政上の責任を負わない。

2a　二千十二年一月十二日から二千十四年六月三十日までの支払

国際連合は、政府に対し、次のとおり支払を行う。

a　一箇月一人当たり千二十八米ドルの人件費

b　一箇月一人当たり六十八米ドルの個人の被服、装置及び装備品に対する手当。望ましい装備基準は、両当事者によって決定される。

c　一箇月一人当たり五米ドルの個人用兵器及び訓練用弾薬に対する経費

d　一箇月当たり施設部隊要員の二十五パーセントに対し三百三米ドルの専門職員手当